

日時 令和 2 年 7 月 10 日（金）14：30～14：40

場所 県庁本館 12 階大会議室

### 議題 1 「感染予防対策期における対策（7 月 10 日以降）について」

#### 本部長（知事）から資料に沿って説明

感染予防対策期における対策については、一定の移行期間を設け、外出の自粛や催物（イベント等）の開催制限を緩和しながら、段階的に社会経済の活動レベルを引き上げていくことにしている。この基本的な方針に変わりはないが、今回の改正は、7 月 8 日付けの国からの事務連絡で、「7 月 10 日以降における都道府県の対応について」ということで、留意事項が示されたことから、香川県においても、この事務連絡に沿って適切に対応していく必要があると考え、今回、7 月 10 日以降の感染予防対策期における対策について、改正を行うものである。

まず、1.（1）外出の自粛等については、本県では 6 月 19 日の段階で、原則として外出の自粛は求めないこととしており、その点に変わりはないが、発熱等の症状がある場合は、都道府県をまたぐ移動はもとより、外出を控えるようお願いしたい。また、業種ごとに策定されている感染拡大予防ガイドライン等に基づく感染防止策が徹底されていない施設等への外出を控えるよう、あらためてお願いする。

なお、ガイドラインの徹底等の確認に当たっては、事業者の皆様が、先の本部会議でお示した掲示様式などを活用して、感染防止対策を実施しているということを店舗や事業所に掲示していただくことなどにより、県民の皆様が外出を避けなくても良いということを認識していただければと思う。

3. 催物（イベント等）の開催については、別紙 2 「催物（イベント等）の開催制限の段階的緩和の当面の方針について」に追加の記述を行うとともに、新たに別紙 3 「催物（イベント等）の開催にあたっての留意事項について」をお示ししている。

まず別紙 2 において、6 月 1 日の本部会議において、国の基本的対処方針などを踏まえ、国から示された方針に沿って、イベントの種別に応じ、移行期間ごとの人数上限などを定めたところだが、7 月 10 日からは③の期間に移行する。

この期間の人数上限や収容率などについては、従前から示しているものと変更なく、コンサート等、展示会等、プロスポーツ等について、屋内にあっては人数上限を 5,000 人以下又は収容人数の 50%のどちらか小さい方、屋外にあっては 5,000 人以下で、十分な間隔（できるだけ 2 m）確保できるものについて、開催を可能としている。

この度、国の事務連絡に沿って、別紙 2 の表の欄外に記載している注意事項を新たに追加しており、収容率については、屋外であっても、座席等により参加者の位置が固定され、かつ収容定員の定めがある場合（スタジアム等を想定）には収容定員の 50%程度以内という基準を用いることとし、逆に、屋内であっても、座席等により参加者の位置が固定されず、又は収容定員の定めがない場合には、人と人との距離を十分に確保という基準を用いることとする。

次に、感染予防対策期における催物（イベント等）の開催については、これまでも「新しい生活様式」や業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドライン等に基づく適切な感染防止策が講じられていることを前提に開催を可能としているところだが、国からの事務連絡に沿って、イベント主催者及びイベントを開催する施設の管理者等に対し、特に留意していただきたい事項を取りまとめた。

イベントの開催に当たっては、

- ・入場時等に検温を実施し、発熱等の症状がある方はイベントの参加を控えてもらうようにすること、また主催者にあっては、その際の払い戻し措置等をあらかじめ規定しておくこと、
- ・イベントを開催する前に、イベント参加者に、厚生労働省の「新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）」をインストールすることを促すこと、また、感染拡大防止のためにイベント参加者の連絡先等の把握を徹底すること、
- ・その他、別紙3に記載の点に留意していただくとともに、全国的な移動を伴うイベント又はイベント参加者が1,000人を超えるようなイベントの開催を予定する場合には、県に事前相談をしていただくようお願いする。

あわせて、これらの留意事項について、イベントの参加者の皆様にも御協力をお願いするものである。

なお、この度、県では、「新しい生活様式」の定着を図るため、啓発用のポスターを作成し、昨日、関係機関に配布したところである。このポスターを活用し、県民の皆様への一層の周知・啓発を図っていく。

以上のように、県としては、国の方針なども踏まえながら、「感染予防対策期」において、県民の皆様「新しい生活様式」が定着することや事業者の皆様「適切な感染防止対策を講じていただくことを前提として移行期間を設け、一定の安全性が確保されることを確認しながら、社会経済活動のレベルを引き上げてまいりたいと考えているので、引き続きのご理解とご協力をお願いする。

## 本部長発言

各部局におかれては、引き続き気を緩めることなく、県民生活の安全・安心の確保を図るため、スピード感をもって対応に当たっていただきたい。